

『職務発明者の合法的権益の保護を一層強化し、
知的財産権の運用・実施を促進することに関する
若干の意見』の印刷公布に関する通知

2013年1月5日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

『職務発明者の合法的権益の保護を一層強化し、知的財産権の運用・実施を促進することに関する若干の意見』の印刷公布に関する通知

各省、自治区、直轄市知識産権局、教育庁（局）、科学技術庁（局）、工業・情報化庁（局）、財政庁（局）、人力資源社会保障庁（局）、農業庁（局）、国有資産監督管理委員会、国家税務局、地方税務局、工商行政管理局、版權局、林業局、各関連機関 御中

『国家中長期人材発展計画要綱（2010-2020年）』に基づき、中央人材工作調整チームの審議により採択されたため、ここに『職務発明者の合法的権益の保護を一層強化し、知的財産権の運用・実施を促進することに関する若干の意見』を印刷公布する。これを遵守し、履行されたい。

ここに通知する。

中華人民共和国国家知識産権局 中華人民共和国教育部 中華人民共和国科学技術部
中華人民共和国工業・情報化部 中華人民共和国財政部
中華人民共和国人力資源・社会保障部
中華人民共和国農業部 國務院国有資産監督管理委員会 国家税務総局
中華人民共和国国家工商行政管理総局 中華人民共和国国家版權局 国家林業局
中国人民解放軍総装備部

職務発明者の合法的権益の保護を一層強化し、 知的財産権の運用・実施を促進することに関する若干の意見

『国家中長期人材発展計画要綱（2010-2020年）』（以下、「人材発展計画要綱」という）を徹底的に実施し、職務発明者の合法的権益を保護し、創新型科学技術人材の役割を十分に発揮させ、創新型国家及び人材強国を建設するため、ここに以下のとおり意見を提出する。

一、職務発明者の合法的権益の保護を強化することの重要性を十分に認識すること

改革開放以来、中国では職務発明者の権益を保護する制度を構築、整備したことにより、職務発明者による知的財産権の創造、運用及び実施における積極性及び主動性は絶え間なく向上し、中国の経済社会の発展において職務発明創造の役割は日増しに際立ってきている。しかしながら全体を俯瞰すると、職務発明者の権益に対する保護は依然として一層の改善及び強化を要し、このことは、関連する立法及び制度の実施及び整備が待たれること、職務発明者の合法的権益を保護することの重要性に対する認識が不十分であり、職務発明者の合法的権益が侵害される現象が時折発生していること、及び職務発明者に対する奨励のさらなる強化が必要とされていることに主に現れている。

このため、『人材発展計画要綱』を提出して、科学技術成果の創造者の合法的権益を保護するものである。多くの職務発明者は科学技術創新人材の重要な力であり、科学技術成果の創造者の合法的権益を

保護するにあたり際立って重要な点は、職務発明者の合法的權益に対する保護を一層強化し、知的財産権の運用及び実施を促進することにある。また、人材強国戦略、科教興国（科学技術と教育によって国を興す）戦略及び知的財産権戦略を実施するにあたり、職務発明及びその知的財産権の運用及び実施に有利な奨励のメカニズム及び權益分配のメカニズムを整備して十全なものとし、職務発明者の合法的權益に対する効果的な保護を一層強化し、人材の成長及び役割の発揮に有利な社会的雰囲気及び法律政策環境を作り、創新型国家の建設及び経済社会の良好かつ迅速な発展のためにより豊富な人材保障を提供する必要がある。

二、職務発明者の合法的權益の保護に関する全体的な要求を強化すること

職務発明者の權益の保護に対する指導、支持及び宣伝を強化する。地方各級人民政府及び関連部門は、当該地域及び当該部門の実際の状況を踏まえて効果的な措置を積極的に講じ、企業・事業機関及び軍関係機関に対して職務発明者の合法的權益保護に関する指導及び監督を強化し、企業・事業機関及び軍関係機関が法により職務発明にかかる知的財産権管理制度を構築、整備することを支持する必要がある。また、企業・事業機関及び軍関係機関がその知的財産権の運用及び保護能力を向上させ、実行可能な方法を講じて知的財産権の経済価値の実現を加速し、職務発明者の合法的權益をすみやかに実現するために物質的な保障を提供するよう指導、サポートするほか、職務発明者の權益を保護する制度の宣伝普及に一層力をいれ、人材を尊重し、創新を重視する社会環境を培い、作り上げる必要がある。

法律法規及び関連政策を真剣に履行し、職務発明者の權益の具体化を確保する。企業・事業機関及び軍関係機関は、国の関連する法律法規及び政策に合致することを前提として、職務発明に関連する内部規則制度を整備し、メカニズムを透明なものとし、手続きをスムーズにし、責任を明らかにし、報酬を合理的なものとする必要がある。さらに、『専利法』、『科学技術成果転化促進法』等の法律法規における職務発明に関する規定を真剣に実施し、機関内の発明創造に関する知的財産権の帰属を合法的かつ合理的に確定し、職務発明者の署名権及び奨励、報酬を取得する権利を保障し、職務発明者の知的財産権の運用、実施における能動的な役割を十分に発揮させるほか、職務発明者の權益に関連する紛争及び矛盾を適切に予防し、すみやかに取り除いて、気持ちよく、奮って創新に参加しようとする、向上心と進取の気性に富んだ、調和の取れた雰囲気を作り上げ、大いに才能を発揮させ、大いに才能を用いる必要がある。

三、健全な規則制度を構築し、責任、権利及び義務を明確にすること

（一）発明創造報告制度を構築する。国有企業・国有事業機関及び軍関係機関は、発明創造報告制度を構築し、研究開発の過程、特に発明創造が形成された後の機関と発明者の間の権利、義務及び責任を明確にし、発明創造における權益の帰属をすみやかに確定しなければならない。国有企業・国有事業機関及び軍関係機関は、当該機関の具体的な状況を踏まえて、発明者が完成した機関の業務と関係する発明創造についてすみやかに機関に報告し、かつ当該発明が職務発明であるか否かについて意見を添付しなければならないことを発明者に明確にすることができる。機関は発明者から報告を受けた後、当該発明が職務発明か否か、及びいかなる方法を講じて当該発明の知的財産権を保護するかについてすみやかに確認して発明者に通知しなければならない。

(二) 職務発明に関連する管理制度を構築する。国有企業・国有事業機関及び軍関係機関は、職務発明にかかる知的財産権管理制度を構築し、専門機関を設立するか、又は専任者を指定して知的財産権の管理を担当させなければならない。機関内部に知的財産権資産管理ファイルを設け、確認済みの職務発明について総合的に評価して、専利出願するか否か、又はその他の知的財産権の保護措置を講じるか否かを決定するほか、知的財産権の有効性を積極的に保護する。総合的に評価したうえで放棄することを決定した専利権又はその他の知的財産権について、放棄する前に発明者に通知しなければならない。

(三) 職務発明に関する奨励及び報酬制度を構築し、整備する。国有企業・国有事業機関及び軍関係機関は、法により職務発明にかかる奨励及び報酬規則制度を構築、整備し、精神的奨励及び物質的奨励を組み合わせる原則を遵守しながら、職務発明の奨励、報酬の条件、手続き、方法及び金額を明確にしなければならない。機関と発明者が奨励、報酬の金額又は方法を約定する場合、適切に承諾を履行しなければならない。機関は、職務発明の奨励及び報酬規則制度を制定する際、研究開発者の意見及び提案を十分聞き取り、受け入れなければならない。

四、法により職務発明者の合法的權益を保護し、職務発明者による職務発明及びその知的財産権の運用・実施への参与を奨励すること

(四) 機関と発明者が発明創造にかかる知的財産権の帰属について約定することを奨励する。当該機関の物質的・技術的条件を利用して完成した発明創造について、法律、行政法規に別途規定がある場合を除き、機関は発明者との間で、双方が専利権又は関連する知的財産権を共に出願及び享受するか、又は発明者が専利権或いは関連する知的財産権を出願及び享受し、機関が無償にて実施権を享受するかを約定することができる。発明創造が知的財産権を取得した後、機関及び発明者は約定に基づいて権利を行使し、義務を履行する。

(五) 機関が放棄しようとする知的財産権を職務発明者が譲り受けることを支持する。国の設立した高等教育機関、科学研究院・科学研究所は、専利権又はその他関連する知的財産権を放棄しようとする場合、放棄する前の1ヶ月間に職務発明者に通知しなければならない。職務発明者は、譲り受けることを望む場合、機関と協議のうえ、当該専利権又は関連する知的財産権を有償又は無償にて取得することができる。機関は、権利の譲渡手続きに積極的に協力しなければならない。

(六) 職務発明者が知的財産権の運用・実施に積極的に参与することを奨励する。国の設立した高等教育機関、科学研究院・科学研究所が職務発明について知的財産権を取得した後、正当な理由なく2年間運用、実施しない場合、職務発明者は、機関と協議のうえ約定することにより、自ら運用、実施することができる。職務発明者は、これにより取得した収益を約定に基づいて適切な比率により機関に返還しなければならない。

(七) 職務発明者の専利文書及び各種関連文書への署名権を保障する。署名権は発明者の精神的権利であり、法律により保護される。職務発明の実質的な特徴に創造的な貢献をした人員に限り、専利文書及び各種関連文書への署名権を有する。職務発明の実質的な特徴に創造的な貢献をしておらず、業務の

手配のみ担当する人員、物質的・技術的条件の利用に便宜を提供するのみの人員又はその他補助業務のみに従事する人員は、発明者として署名してはならない。

(八) 職務発明の報酬比率を引き上げる。報酬について職務発明者と約定しておらず、機関の規則制度にも規定していない状況において、国有企業・国有事業機関及び軍関係機関が発明専利権を自ら実施する場合、全職務発明者に与える報酬総額は、当該発明専利の実施によりもたらされる営業利益の3%を下回ってはならない。発明専利を実施する権利を他者に譲渡、許諾するか、又は発明専利権をもって出資する場合、全職務発明者に与える報酬総額は譲渡費用、許諾費用又は出資比率の20%を下回ってはならない。国有企業・国有事業機関及び軍関係機関の保有するその他の知的財産権は、上記比率を参照して取扱うことができる。

(九) 職務発明の報酬金額を合理的に確定する。機関は、職務発明の報酬計算メカニズムを構築しなければならない。報酬金額を計算する際には、各職務発明の全製品又は製造工程における経済効益への貢献度、及び各職務発明者の各職務発明への貢献度等の要素を考慮しなければならない。機関の経営戦略又は発展モデルの必要性に基づいて、低価格或いは無償にて譲渡するか、又は他者に職務発明専利或いは関連する知的財産権の実施を許諾する場合、関連技術の市場価格を参照して、職務発明者の報酬金額を合理的に確定しなければならない。

(十) 職務発明者に奨励及び報酬をすみやかに与える。職務発明者と別途約定する場合を除き、機関は公告により専利権又はその他の関連する知的財産権を付与された日より3ヶ月以内に奨励金を支給しなければならない。機関が知的財産権について他者に実施を許諾するか、又は譲渡する場合、許諾費用、譲渡費用が支払われた後3ヶ月以内に報酬を支給しなければならない。機関は、専利又はその他の関連する知的財産権を自ら実施し、かつ現金により毎年報酬を支給する場合、各会計年度が終了した後3ヶ月以内に報酬を支給しなければならない。株式により報酬を与える場合、法律法規及び機関の規則制度の規定に基づいて配当しなければならない。機関は、知的財産権を自ら実施した日又は許諾契約、譲渡契約の発効した日から合理的な期間内に、知的財産権を自ら実施したか、他者に実施を許諾したか、又は譲渡した等の状況を関連する職務発明者に知らせなければならない。

(十一) 特定の状況において職務発明者が奨励及び報酬を取得する権利を保障する。原機関と別途約定している場合を除き、職務発明者が原機関と労働関係又は人事関係を解除或いは終了した後も、職務発明者が原機関より奨励及び報酬を取得する権利は変わらない。職務発明者が死去した場合、職務発明者の奨励金及び報酬を取得する権利は承継者が承継する。

五、職務発明者の権益を保護する政策措置を整備し、職務発明者の権益保護に対する監督・指導を強化すること

(十二) 職務発明者が奨励金及び報酬の取得にかかる財政税收優遇政策を実施し、整備する。企業は職務発明者に支給する奨励金及び報酬をコストに計上し、事業機関及び軍関係機関は職務発明者に支給する奨励金及び報酬を国の関連規定に基づき支出する。職務発明者の奨励金及び報酬については国の税法の関連規定に基づいて優遇し、職務発明創造及び運用実施における職務発明者の積極性、主動性及び

創造性を十分引き出す。

(十三) 職務発明の知的財産権に関連する要素を審査評価の範囲に組み入れる。高等教育機関、科学研究院・科学研究所は、職名、昇進・昇級を評価する際、科学研究者が知的財産権の創造、運用及び実施に従事した状況を審査評価の範囲に組み入れ、同等の条件において優先的に考慮することを奨励する。

(十四) 職務発明者の権益の保護状況を審査指標に組み入れる。機関の職務発明制度の実施状況を、知的財産権試行モデル機関の評価又は専利出願助成政策の享受にかかる重要な審査評価の要素として考慮し、国有企業・国有事業機関の指導者に対する審査範囲に組み入れる。

(十五) 職務発明者の権利保護支援メカニズムを構築する。各級地方知的財産権管理部門及び国防知的財産権管理部門は、職務発明者権利保護支援メカニズムを構築、整備し、専門機関を指定して機関及び職務発明者に権利保護支援サービスを提供する。機関及び発明者は、発明創造及びその知的財産権の帰属又は職務発明奨励及び報酬の方式或いは金額を約定する場合、関連する契約書を所在地の省、自治区、直轄市の知的財産権管理部門又は国防知的財産権管理部門に届け出ることができる。発生した職務発明に関する紛争について、各級地方知的財産権管理部門及び国防知的財産権管理部門は法によりすみやかに調停し、処理しなければならない。

各地域、各部門、各関連機関は、本意見の原則的な要求に基づき、当該地域、当該部門及び当該機関の実際の状況を踏まえ、具体的な実施弁法及び措置を制定しなければならない。

出所：

2013年1月5日付け国家知識産権局ホームページを基に、JETRO 北京事務所にて日本語仮訳を作成。

http://www.sipo.gov.cn/tz/gz/201301/t20130105_782351.html